

## ◆ 地方公営企業（下水道事業）繰出基準について（抜粋） ◆

## 第8 下水道事業

## 1 雨水処理に要する経費

## (1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

## (2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

## 2 分流式下水道等に要する経費

## (1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

## (2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

## 3 流域下水道の建設に要する経費

## (1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

## (2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負

担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から令和5年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(1) 趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

## 8 高資本費対策に要する経費

## (1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

## (2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあつては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

(ア) 供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1m<sup>3</sup>当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が48円以上かつ有収水量1m<sup>3</sup>当たりの使用料が150円以上の事業

処理区域内人口密度（人/ha）	乗率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であつて、平成30年4月2日から令和4年3月31日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が（ア）を満たす場合（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統

合前年度」と読み替えるものとする。)

- (ウ) 「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号)により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)であって、令和4年4月1日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が(ア)を満たす場合(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (ア) ア(ア)に該当する事業については、前々年度における有収水量1 $\text{m}^3$ 当たりの算定対象資本費のうち48円を超える額(次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額)に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量1 $\text{m}^3$ 当たりの使用料が206円未満の場合、当該使用料を206円で除して得た率を乗じて得た額

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費(円/ $\text{m}^3$ )	乗率	算定対象資本費(円/ $\text{m}^3$ )	乗率
48以上72未満	0.8	48以上72未満	0.8
72以上144未満	0.85	72以上288未満	0.85
144以上	0.95	288以上	0.95

- (イ) ア(イ)に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の

資料7

下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る（ア）により算定した基準額（基準額が生じない場合は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

（ウ）ア（ウ）に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）に係る（ア）により算定した基準額（一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業（存続した部分）に係る（ア）により算定した基準額

を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

- (エ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目から統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して29年目までの年度	$1 - \alpha - (\beta + 5) / 30 - (\beta + 5)$ $\alpha$ : 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して当該年度までの年数 $\beta$ : 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して統合後の供用を開始した日の属する年度までの年数

## 9 広域化・共同化に要する経費

### (1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

### (2) 繰出しの基準

ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

## (イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

- ① 25人/ha未満であるもの 8/10
- ② 25人/ha以上 50人/ha未満であるもの 7/10
- ③ 50人/ha以上 75人/ha未満であるもの 6/10
- ④ 75人/ha以上100人/ha未満であるもの 5/10
- ⑤ 100人/ha以上であるもの 4/10

## (ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和4年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するために市町村（下水道事業を運営する一部事務組合を含む。）が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に1/10を加えた率を乗じて得た額とする。

## 10 地方公営企業法の適用に要する経費

## (1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

## (2) 繰り出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

## 11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

## (1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集散的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

## (2) 繰り出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和5年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

#### 1.2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

##### (1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

##### (2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和5年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

#### 1.3 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

##### (1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

##### (2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

#### 1.4 その他

##### (1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成8年4月1日付け自治準企第93号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

##### (2) 繰出しの基準



- ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の55%に相当する額とする。
- イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

#### 4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

##### （1）趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

##### （2）繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

- ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8
- イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）
- ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

#### 5 臨時財政特例債の償還に要する経費

##### （1）趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

##### （2）繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

## 公営企業会計用語

### 企業債

地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債のことです。

### 繰入金

公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源に対して、必要により一般会計から繰り入れられた資金のことです。

### 減価償却費

固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。

### 資本的収入・支出

効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入のことです。

### 収益的収入・支出

その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行なわれます。

### 純利益（純損失）

=総収益-総費用 の計算式で求められます。

### 長期前受金戻入

減価償却が取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を収益として割り振ることです。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はありません。

### 補助金

国庫補助金と一般会計補助金があります。

### 補てん財源

資本的収支予算において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補てんに用いられる財源です。